

Discussion Paper Series

「格差社会」とシティズンシップ

大阪市立大学経済学研究科 経済格差研究センター 博士研究員 表 弘一郎

> 2008年3月31日 Discussion Paper No.10

Center for Research on Economic Inequality (CREI)
Graduate School of Economics
Osaka City University

3-3-138 Sugimoto, Sumiyoshi-ku, Osaka 558-8585, Japan

http://www.econ.osaka-cu.ac.jp/CREI/index.html

CREI Discussion Paper Series

「格差社会」とシティズンシップ

大阪市立大学経済学研究科 経済格差研究センター 博士研究員 表 弘一郎

> 2008年3月31日 Discussion Paper No.10

経済格差研究センター(CREI)は、大阪市立大学経済学研究科重点研究プロジェクト「経済格差と経済学ー異端・都市下層・アジアの視点からー」(2006~2010 年)の推進のため、研究科内に設置された研究ユニットである。

近年の日本社会においては、「格差」や「不平等」が叫ばれて久しい。とくに「格差」という言葉は、所得格差や資産格差のみならず、たとえば学力格差や健康格差といったように相当幅広く用いられている¹。そのため、格差について考察するには、その経済的次元だけでなく、いわば社会的次元にも踏み込む必要があるように思われる。「格差社会」が単なる言説である以上に、何らかの社会的事実であるならば、ただ所得格差のみを問題にするのではなく、格差や不平等のもつ社会的含意そのものを検討するべきだろう。したがって、ここではまず格差「感」と不平等「感」に着目して、現代日本で言われる格差と不平等の特質を析出し(1)、次に格差感と不平等感に内包される不確実性を分析した上で(2)、それを通じて格差と社会的排除との連関を明らかにし(3)、従来の格差社会論で見落とされてきたシティズンシップとの関連へ議論を導く(4)。

1 格差「感」と不平等「感」

高度経済成長期以降、「一億総中流」が共通認識として成立していたと言われる(その分析として村上[1984]を、さらにその解体の診断として佐藤[2000]を参照せよ)。1985 年に実施された第 4 回SSM全国調査はそうした共通了解の分析が狙いだった。その報告書に見られる問題意識は次のようなものである。「1955 年以降、人びとのいわゆる『中』階層意識は着実に増大し、1970 年頃ほぼ限界に達し高い水準で安定している。この『中』階層意識の実態は何か。またそれはどのようにして形成されたのか。そして何故今日に至るまで増大し、また今日限界に達したのか」[1985 年社会階層と社会移動全国調査委員会 1988:ii](興味深いことに、同調査においては中流意識を突き崩す格差感もすでに観察されていた[同上書:v]) ²。

いまや、とりわけ世紀の転換期以降、所得格差や資産格差をめぐるさまざまなアプローチによる研究は、格差そのものの存在をめぐって論者によって意見が分かれるほど山積している。

* 本稿を作成するにあたり、シティズンシップ研究会(座長:木前利秋・大阪大学大学院人間科学研究科教授)の方々より数多くの有益なコメントを頂きましたことを、記して感謝申し上げます。なお、本文中に誤りがあればすべて筆者の責任です。

¹ 雑誌の特集タイトルだけを見ても、「『健康格差社会』とセーフティネット」『公衆衛生』第 70 巻第 2 号 (2006 年 2 月)、「健康と生命の格差社会を検証する」『月刊保団連』第 906 号 (2006 年 7 月)、「貧困・格差・社会的排除と教育」『教育』第 56 巻第 12 号 (2006 年 12 月) などのように、格差の問題圏は相当の広がりを見せている。

² 同報告書では、不公平感に焦点を当てた研究がすでになされている。鹿又[1988]、海野[1988]、斎藤 [1988]などを参照せよ。もっとも、佐藤[2007]は、社会階層論の立場から、従来の社会階層論が女性を対 象とする場合以外は暗黙のうちに労働者を正規雇用と仮定してきたと言明している。

2000 年前後に書かれその後の議論の火付け役となったものとして、橘木[1998]、佐藤[2000]、 苅谷[2001]などが、その後書かれたものとして、山田[2004]、大竹[2005]、橋本[2006]、橘木[2006]、 吉川[2007]、浜田[2007]などが挙げられる³。近年は、格差と不平等をめぐるリーディングスも 登場した(盛山[2008]、原[2008]、白波瀬[2008])⁴。

格差や不平等をどのように規定するかについても、論者によって相当異なる。たとえば白波瀬[2006a]は、不平等を「より強い規範概念を伴う格差」[白波瀬 2006a:7]と定義するが、岩田[2007]は格差や不平等が記述的な言葉であり、それに対して貧困は「あってはならない」という価値判断を含む言葉だとする。格差は(想像された)中間層の上下への分極化とそれがもたらす不平等との両方を指していようが、「不平等感の爆発」[佐藤 2006:18]が観察される昨今、後者により重心を置いて論じることが格差社会論のさらなる含意を引き出す上で必要であるように考えられる。そのためにここでは、格差や不平等が存在するか否かを第一義的に問題にするのではなく、格差社会論でしばしば語られる格差「感」や不平等「感」に注目し、その独特の働きを考察してみたい。

格差や不平等そのものではなく、格差感や不平等感になぜ着目するかといえば、格差や不平等について論じられる際、事実としての格差・不平等と格差感・不平等感とのあいだに独特の乖離がしばしば観察されるからである。すなわち、客観的なデータからわかる格差・不平等よりも現実に感じ取られる格差・不平等の方が遙かに大きいという乖離である。この乖離を取り上げたものに、大竹[2005、2007]、白波瀬[2006a、2006b]、猪木[2003]がある。なかでも大竹[2005]は、所得格差の拡大以上に不平等感を持つ者が増加した原因を、将来の所得格差拡大予想を持つ者が所得格差拡大の事実認識を持つ者よりも多い点に求めている。この乖離をそうした将来予測に帰すことも不確実性との関連で重要であるが、本稿では、それを所得格差以上の何者かを指し示す表徴として捉えたい。実際、大竹自身も暗にそうしたことを認めている。「人々が経済格差の広がりについてのシグナルを受け取っているのは、賃金や収入の格差の拡大自体からではなく、失業者やホームレスの増大からなのかもしれない。実際、統計によれば、賃金や収入の格差は各種属性の内部では広がっていないのだから、それらが人々の意識にとって『不平等』のシグナルになっていないとしても自然である」[大竹 2005:55]。

なお、大竹[2007]は 2000 年以前の所得格差の拡大を高齢化に帰し、それ以降については非正 規雇用の増加に原因を求めている。また、所得格差の拡大感が強い理由を低所得層の所得低下 と所得階層間移動の低下、さらには将来所得の格差拡大に求め、とりわけ後者の背景に消費格 差の拡大を見ている。また白波瀬[2006b]は、この乖離の原因を、消費格差の変化とマクロな経

³ ちなみに、2006年には格差拡大をめぐって国会で論戦が繰り広げられ、「格差社会」がその年の「ユーキャン新語・流行語大賞」トップテンに入ったことは記憶に新しい。

⁴ また、格差と不平等をめぐる研究史と言説の系譜を分析したものとして、大阪市立大学大学院経済学研究科重点研究プロジェクト「経済格差と経済学ー異端・都市下層・アジアの視点からー」による経済格差関係論文データベース(http://www.econ.osaka-cu.ac.jp/CREI/index.html)を参照せよ。

済状況の悪化(労働市場の冷え込み)に求めている。

格差感・不平等感はさらに、格差や不平等についての認識やそこから派生する想念だからというに留まらず、格差や不平等「そのもの」を構成している要素である。格差感や不平等感は 経済的次元における格差や不平等を超えたより広い格差や不平等の存在を示唆するだろう。

経済的次元における格差や不平等についても重要であるのは、「所得格差の事実に伴う人々の認識」[白波瀬 2006a:5]であり、さらには格差や不平等という事実に織り込まれそれを構成する人々の認識である。猪木[2003]の言うように、「所得格差という客観的データは必要であるが、それだけでは『不平等』の社会的含意を十分尽くしたことにはならない」[猪木 2003:257-258]のであって、所得格差という経済的次元における格差だけでなく、それと関連するさまざまな次元における格差を私たちは見ていかなければならない。

2 格差と不確実性

格差や不平等の客観的な程度とその主観的な実感との乖離が示すのは、そこに介在する不確実性であろう。白波瀬[2006a]が言うには、「全体の不平等の程度は 1990 年代に入りそれほど変わらない。しかし、人々は自らの将来やわが子の将来の見通しの悪さから、不平等をより敏感に実感する」[白波瀬 2006a:8]。将来への見通しは当然現存の経済力や保有する資産に基づくために、その程度に応じた不確実性が個々人に立ち現れるだろう(他方で、「不確実だからこそ、人々は行動できる」[猪木 2003:248]という、知識の欠如や不十分さによって行為の可能性に至る側面もある)。

格差社会論で言われる不確実性は、概ね、たとえば白波瀬[2006b]に見られるような「未来の見通しの悪さ」といった意味である。「いま、わが身の生活も一寸先はわからないし、わが子が将来自分より豊かになる確証などどこにもなくなった。格差論が浮上するのもわからないことではない」[白波瀬 2006b:6]。こうした不確実性は、それぞれの置かれた状況に応じた主観的なものであるが、そこには各自に平等に与えられたはずの機会に基づいて発生した社会的な「優位性・劣位性」[白波瀬 2006a:5]が反映しているように思われる。すなわち格差感や不平等感の増大は、客観的な指標に現われがたい不確実性の、さらに言えば、客観的な指標の後景をなしている不確実性の増大を指し示しているように考えられるのである。

不確実性はまた、広く現代の表徴でもある。U. ベックによれば、工業社会の終焉とともに到来したリスク社会において、不確実性との関わり方は、個人化が進行し制度の安全保障がないそうした社会を生き抜く資格となるという[Beck 1986:102=1998:122]。その際、不確実性とは「個々人にとってなおまだ計算に入れることができコントロールできると思われる状況と、値々人にはもはやそうできないと思われる状況」との間が不確かな状態である[Beck 1997:255-256=2005:289 強調は原著者による]。ベックは計算可能な前者の状態をリスク

(Risiko)、計算不可能な後者の状態を危険(Gefahren)と弁別し、その区別を立てることが個々人の生活遍歴にとって重要であると言う[ebd.]。リスクは個人の立場からは原理的に排除不可能であり、それだけにリスク解釈(何をリスクと規定するか)が重要性を増すのだが、「計算可能でコントロール可能な状況」をリスクと名指すことによって、「直接に処理することが不可能な目に見えない危険」を解釈の上で排除し、リスクと危険の弁別されない不確実な状態を確実性へと縮減することが個々人にとっての生きる知恵となるわけである[vgl., Beck 1986:100-101=1998:120-121]。

ベックに倣えば、格差が問題となるのもまさに現代がリスク社会だからであろうし、格差社会論と貧困の問題圏(岩田[2007]、岩田/西澤[2005]など)が等しく世論の関心を集めているのは、この不確実性の介在が鍵となっていると考えられる。山田[2004]が言うには、現代のリスク社会において不確実性(山田はリスクと等置している)は偏在しかつ個人的な対処を迫るものとなっているのである。

しかしながら、不確実性は単に主観的な解釈や処世の対象に留まるものではなく、社会的規模と広がりをもつ事象でもあるだろう。不確実性=将来の見通しの悪さが問題になっているのは、つまるところリスクと危険の弁別自体が困難であり、確実性への縮減が十分になされえない事態を示しているのではないだろうか。不確実性はただ偏在しているだけでもなく、また個人的に対処が十分に可能なものでもないだろう。個人化が指しているのは、行為の新たな領域が開かればするが、制度的保護からは放擲される事態である。

リスクと危険との間にはグレーゾーンが存在し、主観的解釈の入る余地があるが、そうした 観点から述べれば、格差に伴う不確実性の偏在と個人化が示しているのは、誰でも格差・不平 等・貧困の当事者になりうる可能性である。行為の帰結が計算・コントロール可能か否か不分 明なブラック・ボックスに入ってしまうことによって、思わぬ結果が生じうる。そうした思わ ざる当事者化の可能性の認識が格差社会論と貧困の問題圏双方において不確実性が問題とな っていることの含意ではないかと考えられるのである。

現代のポスト工業社会において、不確実さが問題となり、思わざるかたちで当事者になりうる諸々の局面のうち、おそらく大多数の人びとにとって最も身近で普遍的なものは、不安定就業や非正規雇用の増大であろう(同時に、失業やホームレス状態に陥った人びとに関連する問題群においても不確実さが重要な指標となっていることは言うまでもない)。労働力調査詳細集計・平成19年平均結果(総務省・平成20年2月29日公表)によると、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員等の非正規の職員・従業員は1732万人と、前年に比べ55万人の増加となり、5年連続の増加となった。また、雇用者(役員を除く)に占める非正規の職員・従業員の割合は33.5%と、前年に比べ0.5ポイントの上昇となった。また収入については、年収200万円未満の職員・従業員が全体の77%に上っている。こうした雇用の非正規化がもたらす不安定さと不確実さは、人権をはじめとする諸権利の侵害にも至りかねない危険性も含めてつとに指

摘されている通りである[中野 2006 など]。

3 社会的排除

雇用の非正規化の進行と貧困の拡大が新たな不確実性の増大をもたらし、その結果経済的脆弱さをもたらしているとするならば、それを社会的排除のひとつの側面として把握することが可能だろう。社会的排除は、EUにおける取り組み以来、各国の社会政策の重要な焦点となっている 5 が、「不平等の拡大から生じた社会的結束の喪失と、社会的・経済的脆弱さが再び広がったこととを示そうとするもの」[Bhalla / Lapeyre 2004:1=2005:1]である。社会的排除概念は格差や貧困を個人の行動に帰責しない。「排除は、個人の失敗や社会的不適合に由来するのではなく、人々の中のある一定の部分が〔資本〕蓄積の新しいシステムの枠内で機能を充足することができなくなっていく過程の帰結である」[バラ/ラペール 2005:vi]。すなわち、社会的排除は、個人の行動よりも、ポスト工業社会やリスク社会の到来として語られる社会経済的構造の変化と関連しているのである。

ベックもまた、近年のドイツにおける失業と貧困に言及しつつ社会的排除の多次元性を端的に述べている。「住居がなければ仕事がなく、住事がなければ住居はない。 仕事と住居がなければ、民主主義はない」[Beck 1997:254 =2005:287 強調は原著者による]。 日本の状況で言えば次のようになろう。実際に住民登録している住居がなければ満足のいく仕事が得られず、かといって何らかの所得がなければ満足のいく住居に入居することもできない。そして、仕事も住居もなければ、参政権はおろか、日本国憲法第25条に規定される生存権すら十分に保障されえない(さらに近年の日本ではたとえ住居があっても生存権が保障されえないという、あってはならないケースが生じた)。

社会的排除は、非正規雇用や貧困をたんに経済的側面からのみ把握するのではなく、社会関係の側面からも把握する概念である。さらに、社会的排除は、非正規雇用や貧困に起因する当事者の社会関係の毀損だけでなく、広く社会的紐帯そのものの欠損をも表現している。

A.S. バラと F. ラペールは、社会的排除を経済・社会・政治の3つの次元から整理し、従来の貧困概念から際立たせている。社会的排除の経済的次元は、所得の不平等と長期にわたる所得分配の悪化とに見いだされる。グローバルな格差の拡大が経済的排除を表現している。排除の社会的次元は、さらに3つの側面を持つ。①社会的サービスへのアクセス(たとえば医療や教育、上下水道など)、②労働市場へのアクセス(雇用の不安定さ)、③社会参加の度合い(犯罪の増加やホームレス状態などによって測られる)。政治的次元において、社会的排除は人権や政治的権利が否定されることや、排除された人びとが政治的代表権や影響力をもたないこと

 $^{^5}$ ョーロッパにおける社会的排除について、詳しくは都留[2002]、小笠原[2002]、庄谷/布川[2002]、中村[2002]を参照せよ。また、日本における社会的排除については、福原[2007]を参照せよ。

に関連している[Bhalla / Lapeyre 2004:16-26=2005:21-32]。

非正規雇用や貧困の増大を社会的排除の分配的側面として把握するならば、その関係的側面としての完全なシティズンシップの欠如も同時に議論の対象となる。というのも、「雇用は所得へのアクセスだけでなく、社会的な正当性や社会的な地位をも提供する。労働市場へのアクセスは、完全なシティズンシップにとって不可欠なエンタイトルメントである報酬と経済的諸権利を諸個人にあたえる」[Bhalla / Lapeyre 2004:19= 2005:24]からである。したがって、不安定就業や非正規雇用や貧困は完全なシティズンシップの行使の機会を持てなくする恐れがある。社会的排除は、端的にシティズンシップの否定を含む。「社会的排除は、上記の諸権利〔シティズンシップの諸権利〕が否定されていることとの関連で、あるいは不完全なシティズンシップとの関連で解釈されうる」[Bhalla / Lapeyre 2004:22= 2005:27]。社会的排除は、格差とさらには貧困やシティズンシップ等のテーマをまとめる枠組みを提供するのである。

4 シティズンシップ

シティズンシップ⁷は、T.H. マーシャルの定義によるならば、「ある共同社会の完全な成員である人びとに与えられた地位身分」である[Marshall 1992:18=1993:37]。この地位身分を持っているすべての人びとは、それに付与された権利と義務において平等であるとされる。シティズンシップは、特定のコミュニティの完全なメンバーシップを前提しており、それに基づいて個人に諸権利を付与する。具体的には、市民的権利(個人の自由のために必要とされる諸権利;人身の自由、言論・思想・信条の自由、財産を所有し正当な契約を結ぶ権利、裁判に訴える権利)、政治的権利(政治的権威を認められた団体の成員として、あるいはそうした団体の成員を選挙する者として、政治権力の行使に参加する権利)、社会的権利(経済的福祉と安全の最小限を請求する権利、社会的財産を完全に分かち合う権利、社会の標準的な水準に照らして文明市民としての生活を送る権利)を指す。さらにマーシャルは、経済的領域における市民的権利として、働く権利、すなわち「自分が結んだ契約にもとづいて自分が希望する場所で自分が希望する仕事につく権利」[Marshall 1992:14=1993:28]を含めている。

_

 $^{^6}$ A. ギデンズ[2001]も、不平等が問題となるのは、自由にできる資源の量を測定する単なる統計上の数値であるからだけではなく、シティズンシップに直接的な影響を及ぼすからであると述べ、貧困であることによって、シティズンシップの諸権利が与えてくれるものを行使する機会の欠如に至る危険性を指摘している。すなわち、名目上は完全な政治的参加の諸権利が与えられている民主主義社会においてすら、貧困であることによって、民主主義の諸制度への参加から事実上排除される可能性を指摘している。 7 経済産業省(シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会)の「シティズンシップ教育宣言」(平成 18 年度)では、シティズンシップは、「多様な価値観や文化で構成される社会において、個人が自己を守り、自己実現を図るとともに、よりよい社会の実現に寄与するという目的のために、社会の意思決定や運営の過程において、個人としての権利と義務を行使し、多様な関係者と積極的に(アクティブに)関わろうとする資質」と相当幅広く定義されているものの、そうした資質を持てなくさせかねない不安定就業や非正規雇用、貧困の問題には触れられていない。

このように、シティズンシップは古典的な自由主義的定義によるならば諸権利のリストであるのだが、同時にそれは、特定のコミュニティと結びついた上での義務の側面を有していることが注意されねばならない⁸。特定のコミュニティのメンバーシップは個人に諸権利を与えるとともに政治参加等の義務を課し、同時にアイデンティティの基盤を与える。

またシティズンシップは、国民国家を前提としたナショナルなものであるために、排除的な性質を有していると批判される。シティズンシップは、最初から領域性を有しコミュニティや社会の内部と外部とを区別するものである。R. リスターによれば、シティズンシップの包摂的側面と排除的側面との緊張は概念そのものに内在している[Lister 2007:49]。すなわち、シティズンシップは理念としては普遍的で包摂的だが、現実には女性、外国人、障碍者、同性愛者などを排除しかねない性質を持っている。

さらに、マーシャル・モデルで想定されているのはケインズ型福祉国家における完全雇用であり、不安定就業は勘案されていないという限界を持つ[cf. Turner 1997:178]。なおかつマーシャルは、ジェンダーを無視し、慣習的な性別分業を前提していたと批判されている。また彼は、人種とエスニシティにさほど関心を抱いていなかったとも言われる[Isin and Turner 2007:8]。

社会的排除は完全なシティズンシップの欠如とも定義されるのだが、実はシティズンシップ 自体がすでに、メンバーシップを前提している点に象徴される包摂と排除の性質を持つのであ る。

市場に制約され排除的な傾向を持つこのようなシティズンシップに対しては、たとえば「包摂的シティズンシップ」 [Lister 2007] が提起されている 9 。包摂的シティズンシップは次の特徴を持つ。①正義(同等のものとして、かつそれぞれ異なるものとして扱われること)、②承認(人間であることの本質的価値の承認および差異の承認とそれへの敬意)、③自己決定(自己の生をある程度コントロールする能力)、④連帯(他者と一体になり、正義と承認を求めて他者と協働する能力)。

また、ナショナル・シティズンシップを越え出るものとして、EU をモデルとした「多次元的シティズンシップ」[Held 2004:114]や「多重的シティズンシップ」[ヒーター2002]が構想されている。

新たな不確実性を胚胎する非正規雇用と貧困の増大は、単に経済的事象であるに留まらず、(いささか問題含みのものであるとはいえ)シティズンシップを行使する機会の欠如にも至る危険性を抱えたものである。E.N. グレンが言うように、「形式的な権利では十分ではない。実際の実践を通じて行使されない限り、権利は形式的な要求に過ぎない」[Glenn 2004:311]のであり、たとえ権利を保持していても行使の機会が事実上奪われているのであれば、シティズンシ

⁸ 実際、1990年代におけるシティズンシップ論の隆盛は、権利パラダイムから義務パラダイムへの転換に基づいている。この点について詳しくは田村[2007]を参照せよ。

⁹ もっともそれは、主に開発途上国の経験から提起されているものである[Lister:50]。

ップのあり様としてはあまりにも不十分である。格差拡大の根底に横たわる非正規雇用と貧困 の増大は、シティズンシップの性質そのものとそれへのアクセスのあり方に対して否応なく変 更を突きつけているといっても過言ではあるまい。メンバーシップの包摂/排除的な性質を抱 えたままでいるのか、あるいはそれを越えた存立要件へ変容を遂げるのか、格差社会論がシティズンシップ論に対してもつ含意はこの点にあるように考えられる。

おわりに

第3節では非正規雇用と社会的排除とを連関させて論じたが、もっとも、中村[2007]が鋭く 指摘するとおり、「不安定雇用と『就労貧困層』の拡大という、アメリカを先行例にして欧州 や日本でも浸透しつつある現象は、それらがあくまで労働市場の内部における問題である以上、 内/外という二分法をどうしても伴わざるをえない『排除』のアプローチでは的確に表現され えないことも事実である」[中村 2007:67]。

非正規雇用の増大は、それが労働市場の内部で起こっている問題であるために、社会的排除やシティズンシップの用いる内部/外部というメタファーでは十分に捕捉できない困難を抱えている。しかしあえてこのメタファーを用いれば、非正規雇用の労働者はいつ排除されるかもしれない不確実性に晒されながらも市場の内部に合理的に組み込まれた層であるが、いまやそうした労働者が全労働者の3分の1を超え、その7割超が就労貧困層である日本の現実は、労働市場の内部にすら不安定さと不確実性が持ち込まれているという点において、二重労働市場という理論的想定やシティズンシップの能動化という政策的理念のはるか後方に、厳然と聳え立っているのである。

R. ドーアは、不平等を簡単に容認する傾向へ向かう社会規範の変化に対して、それを逆転させる可能性を「あなたの不安は私の平和を脅かす」[ドーア 2005:5]という効果に、つまり貧困層の悲惨が富裕層の生活の質を損なう可能性に見ている。そして、BIEN (Basic Income Earth Network) の主張を要約しながら、ベーシック・インカムを、すなわち「暮らしていくのに十分な収入を基本的な市民の権利としてすべての人に給付すること」[ドーア 2005:158]を提起している。

否応なく排除的な性質を有する社会に対しては、社会的包摂が唱えられているが、社会的紐帯の毀損が進行するなかで、社会的「包摂」という着想自体がもはや有効でなくなる時点が到来するとすれば、労働に規定された社会を根本に想定するワークフェアに対して、ベーシック・インカムは社会の新たな像を提示する可能性を持つのかもしれない。

文献一覧

Beck, Ulrich (1986) *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne*, Frankfurt /M., Suhrkamp Verlag、東廉/伊藤美登里訳(1998)『危険社会 一新しい近代への道一』、法政大学出版局。

______ (1997) Was ist Globalisierung?: Irrtümer des Globalismus – Antworten auf Globalisierung, Frankfurt /M., Suhrkamp Verlag、木前利秋/中村健吾監訳(2005)『グローバル化の社会学 —グローバリズムの誤謬-グローバル化への応答—』、国文社。

Bhalla, Ajit S., and Frédéric Lapeyre (2004) *Poverty and Exclusion in a Global World*, 2nd ed., Hampshire and N.Y., Palgrave Macmillan、福原宏幸/中村健吾監訳(2005)『グローバル化と社会的排除 一貧困と社会問題への新しいアプローチー』、昭和堂。

ロナルド・ドーア (2005)、『働くということ 一グローバル化と労働の新しい意味—』、中公新書。

福原宏幸編著(2007)、『社会的排除/包摂と社会政策』、法律文化社。

Giddens, Anthony (2001)、Director's Lecture: Future of Global Inequality、21 November 2001、LSE. 橋本健二 (2006)、『階級社会 ―現代日本の格差を問う―』、講談社。

Glenn, Evelyn Nakano (2004), "Citizenship and Inequality: Historical and Global Perspectives", in; A. Kathryn Stout, Richard A. Dello Buono, William J. Chambliss(ed.), *Social problems, law, and society*, Rowman & Littlefield.

浜田宏 (2007)、『格差のメカニズム 一数理社会学的アプローチー』、勁草書房。

原純輔編著 (2008)、『リーディングス戦後日本の格差と不平等 2 広がる中流意識 1971-1985』、 日本図書センター。

ヒーター、デレック(2002)、田中俊郎/関根政美訳『市民権とは何か』、岩波書店。

Held, David (2004), Global Covenant: The Social Democratic Alternative to the Washington Consensus, Polity Press.

猪木武徳(2003)、「なぜ所得格差が問題か —今後のリサーチの方向についての試論—」、樋口美雄・財務省財務総合政策研究所編著『日本の所得格差と社会階層』、日本評論社。

Isin, Engin F., and Bryan S. Turner (2007), "Investigating Citizenship: An Agenda for Citizenship Studies", Citizenship Studies, Vol.11, No.1

岩田正美(2007)、『現代の貧困』、ちくま新書。

岩田正美/西澤晃彦編著 (2005)、『貧困と社会的排除 一福祉社会を蝕むもの一』、ミネルヴァ書房。

鹿又伸夫 (1988)、「経済的不平等と地位達成」、『1985 年社会階層と社会移動全国調査報告書第 1 巻』。 苅谷剛彦 (2001)、『階層化日本と教育危機 —不平等再生産から意欲格差社会 (インセンティブ・ディバイド) へ—』、有信堂高文社。

吉川徹(2007)、『階層化する社会意識 一職業とパーソナリティの計量社会学一』、勁草書房。

Lister, Ruth (2007), "Inclusive Citizenship: Realizing the Potential", *Citizenship Studies*, Vol.11, No.1. マーシャル、T・H/トム・ボットモア(1993)、岩崎信彦/中村健吾訳『シティズンシップと社会的階級 ―近現代を総括するマニフェスト―』、法律文化社。

村上泰亮(1984)、『新中間大衆の時代 一戦後日本の解剖学一』、中央公論社。

中村健吾 (2002)、「EU における『社会的排除』への取り組み」、『海外社会保障研究』第 141 号。

_____(2007)、「社会理論からみた『排除』 一フランスにおける議論を中心に一」、福原宏幸編『社会的排除/包摂と社会政策』、法律文化社。

中野麻美(2006)、『労働ダンピング 一雇用の多様化の果てに一』、岩波新書。

小笠原浩一(2002)、「イギリス『社会的排除』対策と社会政策<市民主義化>の現地点」、『海外社会保障研究』第141号。

大竹文雄(2005)、『日本の不平等 一格差社会の幻想と未来一』、日本経済新聞社。

_____(2007)、「所得格差の実態と認識」、『第 80 回日本社会学会大会報告要旨集 シンポジウム 1 格差社会 一その現状と未来一』。

斎藤友里子 (1988)、「不公平感の発生と社会階層」、『1985 年社会階層と社会移動全国調査報告書第2巻』。

佐藤俊樹 (2000)、『不平等社会日本 一さよなら総中流一』、中公新書。

_____(2006)、「爆発する不平等感」、白波瀬佐和子編『変化する社会の不平等』、東京大学 出版会。

佐藤嘉倫 (2007)、「格差社会論と社会階層論 ―格差社会論からの挑戦に応えて―」、第80回 日本社会学会大会シンポジウム1「格差社会 ―その現状と未来―」報告レジュメ。

盛山和夫編著 (2008)、『リーディングス戦後日本の格差と不平等 1 変動する階層構造 1945-1970』、日本図書センター。

白波瀬佐和子編著(2006a)、『変化する社会の不平等』、東京大学出版会。

_____(2006b)、「格差論が見過ごしていること」、神野直彦/宮本太郎編『脱「格差社会」への戦略』、岩波書店。

_____(2008)、『リーディングス戦後日本の格差と不平等3 ゆれる平等神話 1986-2000』、日本図書センター。

庄谷怜子/布川日佐史 (2002)、「ドイツにおける社会的排除への対策」、『海外社会保障研究』 第 141 号。

橘木俊詔(1998)、『日本の経済格差 一所得と資産から考える一』、岩波新書。

_____(2006)、『格差社会 一何が問題なのか―』、岩波新書。

1985 年社会階層と社会移動全国調査委員会編(1988)、『1985 年社会階層と社会移動全国調査報告書第1巻』。

田村哲樹(2007)、「シティズンシップ論の現在」、杉田敦編『岩波講座 憲法3 ネーションと市民』、岩波書店。

都留民子 (2002)、「フランスの『排除 Exclusion』概念 一わが国の社会問題に使用することは可能か一」、『海外社会保障研究』第 141 号。

Turner, Bryan S. (1997), "Citizenship Today: The Contemporary Relevance of T.H. Marshall", *The Sociological Review*, Vol.45, Issue1.

海野道郎 (1988)、「現代社会の評価 — 不公平感の構造と形成過程—」、『1985 年社会階層と社会移動全国調査報告書第2巻』。

山田昌弘(2004)、『希望格差社会』、筑摩書房。